

別表 3

【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

判定対象床面積 の合計	建築物の用途区分・評価方法			
	区分 A		区分 B	
	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
～300 m ² 未満	198,000	88,000	110,000	44,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	242,000	121,000	143,000	66,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	302,500	159,500	187,000	82,500
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	363,000	198,000	231,000	99,000
5,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	495,000	242,000	308,000	132,000
10,000 m ² 以上～ 25,000 m ² 未満	605,000	374,000	407,000	176,000
25,000 m ² 以上	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積

(1) 建築物の用途区分欄における区分 A 及び区分 B は別表 4 による。ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、以下のとおりとする。

(a) 一つでも区分 A の用途を含む場合は区分 A を適用

(b) 区分 B の用途のみの場合は区分 B を適用

(2) 増改築の場合は、当該増築又は改築する建築物の部分の床面積と区分を採用する。

(3) 変更申請等については、以下とする。

(a) 初回の申請が次のいずれかに該当する場合の判定料金は 44,000 円（税込）とする。

イ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合

ロ モデル建物法で計算を行うもので対象となる室が無い場合

ハ 計算対象となる室がある場合で計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合

(b) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して変更計画をする場合の料金は、別表 3 の判定料金に 0.6 を乗じた額とする。ただ

し、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱いする。

イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合

ロ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合

ハ 区分Bの用途のみから区分Aの用途を含む用途に変更する場合

ニ 当初 (a) を適用したもので、計画の変更により計算が必要となる場合

(c) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合の料金は、別表3の判定料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱いする。

イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合

ロ 当初 (a) を適用したもので、計画の変更により計算が必要となる場合

(4) 建築確認申請が他機関の場合は、別表3に定める判定料金に 1.5 を乗じた額とする。

(5) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき、5,500 円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 11,000 円（税込）とする。

別表 4

【建築物の用途区分】

区分	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
区分 A	区分 B 以外の用途及びこれらを含む複数用途	
区分 B	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

（１）上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれる。

（２）確認申請書第四面に記載される用途が「その他 08990」の場合は、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次のとおり区分を適用する。

区分	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
区分 A	工場モデル以外
区分 B	工場モデル

別表 5

【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類	単独申請	併願申請（コース 2）
一戸建ての住宅又は併用住宅の住宅部分	36,300	11,000
共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分）	基本料金＋戸あたり料金× 対象住戸数＋共用部料金 基本料金：132,000 戸あたり料金：3,300 共用部料金：132,000	基本料金＋戸あたり料金× 対象住戸数＋共用部料金 基本料金：11,000 戸あたり料金：1,100 共用部料金：132,000

- (1) 一戸建ての住宅又は併用住宅の住宅部分の構造が木造以外の場合は、22,000 円（税込）を加算する。
- (2) 併願申請（コース 2）とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合をいう。
- (a) 設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているもの）
- (b) 長期使用構造等である旨の確認書
- (3) 寄宿舍又は下宿は、共同住宅等の料金を適用し、戸あたりの算出は、3 寝室を 1 戸（切り上げた整数とする）とする。
- (4) 変更申請等については、以下とする。
- (a) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して変更計画をする場合に必要な場合の料金は、別表 5 の判定料金の単独申請に 0.6 を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、新規に提出があったものとして取り扱いする。
- イ 直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合
- ロ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合
- ハ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
- ニ 当初（6）が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- (b) 判定通知書（軽微変更該当証明書を含む。）の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合の料金は、別表 5 の判定料金の単独申請に 0.5 を乗じた額とする。ただし、直前の判定通知書又は軽微変更該当証明書を所管行政庁又は他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関で交付している場合は、新規に提出

があったものとして取り扱いする。

- (5) 建築確認申請が他機関の場合は、別表 5 に定める判定料金に 1.5 を乗じた額とする。
- (6) 共同住宅等の共用部の増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、44,000 円（税込）とする。
- (7) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき、5,500 円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 11,000 円（税込）とする。
- (8) 複合建築物に係る判定料金については以下のとおりとする。
 - (a) 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表 3、住宅部分については別表 5 より算定された料金の合計とする。
 - (b) 計画変更及び軽微変更該当証明申請において非住宅と住宅部分のいずれか一方の変更である場合は、変更があった部分に係る変更料金を適用する。
 - (c) 非住宅部分の別表 3 の（3）（a）ハに該当する場合は、料金を加算しない。